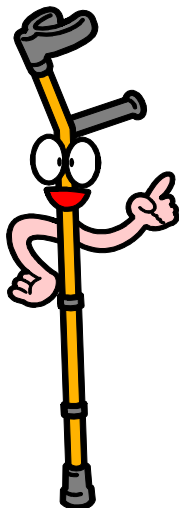
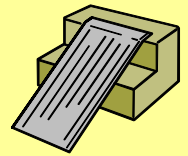
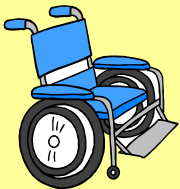
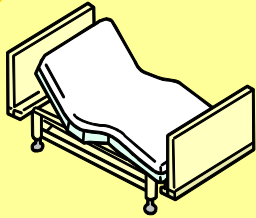


よくわかる

福祉用具

(貸与・購入)



介護保険サービス よく知って 正しく使いましょう



福山市

介護保険の福祉用具とは・・・

介護保険の福祉用具は、その特性に応じて「レンタル（借りるもの＝貸与）」と「購入」の2種類の制度があります。

レンタル、購入ともに、自宅で暮らしている要支援1・2または要介護1～5の認定を受けている人が対象です。

福祉用具のレンタル（貸与）と購入では対象品目や条件が違います。

レンタル（貸与）とは・・・

レンタル代のうち1割～3割が自己負担です。

レンタル代は毎月かかります。使わなくなっても貸与事業所に返していなければ、月々のレンタル代はかかります。不要になったら、すぐに貸与事業所やケアマネジャーに連絡しましょう。

レンタル商品ごとの全国平均価格および上限価格が設定されています。福祉用具専門相談員から、商品の特徴や価格などに加えて説明してもらいましょう。

Q 要支援2ですが、特殊寝台はレンタルできますか？

A 軽度者（要支援1・2および要介護1）の方などは、その状態像から使用が想定しにくい品目については、レンタルの対象外となっています。（詳細は、右ページをご確認ください。）

ただし、認定調査結果などからみて必要であると判断されたときなどは、レンタルの対象となることがあります。

購入とは・・・

購入費（4月から翌年3月までの1年間につき10万円を上限）のうち9割～7割を支給します。残りの1割～3割は自己負担です。（一旦購入費の全額を販売事業所へ支払い、申請により後から対象額の9割～7割が支給されます。）

Q 福祉用具購入費は、いつ、どこへ申請すればよいですか？

A 福祉用具購入費は、福祉用具を購入した後に、介護保険課または各支所の保健福祉担当窓口へ申請します。（申請手続など、詳細は裏面をご確認ください。）

Q どの販売事業所で購入しても支給してもらえますか？

A 都道府県知事などの指定を受けた『指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所』で購入した場合に限られます。

指定を受けていない販売事業所で購入した場合は支給対象外となります。購入前に、指定を受けている販売事業所かどうかを確認してください。

Q 以前購入したものと同一品目を購入したいのですが支給対象になりますか？

A 原則として、同一品目についての支給は1回限りとなります。

ただし、以前購入した福祉用具が破損した場合や利用者の身体の状態が変わった場合などで、市が必要と認めるときは、同じ品目であっても支給対象となります。

介護保険で利用できる福祉用具は・・・

利用される方の身体の状態や日常生活に応じて、その人の状態に合った福祉用具を選びましょう。

レンタルについては、要介護度によって対象外となる品目もあります。

2024年（令和6年）4月から、レンタル（貸与）の品目である、スロープ、歩行器、歩行補助つえの一部について、レンタル（貸与）か購入の選択ができるようになりました。対象品目を利用したい場合は、担当のケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談しましょう。

● レンタル（貸与）の対象となるもの ●

<対象者>

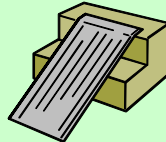
要支援1・2および要介護1～5の方

手すり(工事を伴わないもの)

自動排泄処理装置

(尿のみを自動的に吸引するもの)

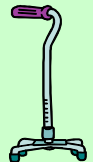
スロープ
(工事を伴わないもの)



歩行器



歩行補助つえ

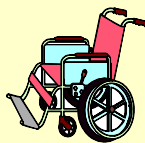


※スロープのうち、小さい段差を解消する固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く)については、レンタル(貸与)か購入を選択できます。

<対象者>

要介護2～5の方

車いす



床ずれ防止用具
・エアーマット など

体位変換器

認知症老人徘徊感知機器

移動用リフト(つり具部分を除く。)

特殊寝台



特殊寝台付属品

・ベッドテーブル
・マットレス
・サイドレール など

車いす付属品

・車いすクッション など

<対象者>

要介護4・5の方

自動排泄処理装置(尿・便を自動的に吸引するもの。)

要支援1・2および要介護1～3の方は利用できませんが、状態によっては例外的に利用できる場合があります。(手続きが必要です)

● 購入の対象となるもの ●

<対象者>

要支援1・2および要介護1～5の方

腰掛便座

・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
・洋式便器の上に置いて高さを補うもの(補高便座)
・ポータブルトイレなど



排泄予測支援機器

自動排泄処理装置の交換可能部品

移動用リフトのつり具の部分

入浴補助用具

・入浴用椅子
・浴槽用手すり
・入浴台(浴槽のふちにかけて利用する台) など



簡易浴槽

(空気式または折りたたみ式など)



【 レンタル(貸与)か購入を選択できるもの 】

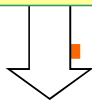
・固定用スロープ(敷居などの小さい段差を解消するもの)
・歩行器(歩行車を除く)
・歩行補助つえ(松葉づえを除く)

福祉用具の手続は・・・

● レンタル（貸与）の場合 ●

① ケアマネジャーと相談

担当のケアマネジャーに相談し、身体の状態や利用目的に応じて必要な福祉用具を選びましょう。



要介護度によっては、対象外の品目があるので注意してください。（詳細は前ページをご確認ください。）

② 福祉用具のレンタル

機能や価格帯の異なる複数の商品を提示してもらいましょう。
月々のレンタル代のうち、1割～3割は自己負担になります。
※ レンタル商品ごとに全国平均価格および上限価格が設定されています。



③ 福祉用具のレンタル代の支給

残りのレンタル代（9割～7割）は、貸与事業者からの請求により市が貸与事業者へ支払います。

● 購入の場合 ●

① ケアマネジャーと相談

担当のケアマネジャーに相談し、身体の状態や利用目的に応じて必要な福祉用具を選びましょう。



② 福祉用具の購入

指定福祉用具販売事業所で購入してください。
その際、販売事業所に購入費の全額を支払います。

<注意>

指定された販売事業所以外で購入したときは、支給の対象となりません。



③ 市へ『支給申請書』を提出

支給申請に係る書類一式を市へ提出します。
【書類一式】福祉用具購入費支給申請書・購入した福祉用具のパフレットの写し
領収証の原本（宛先に被保険者本人の名前（フルネーム）が入ったもの）



④ 福祉用具購入費の支給

市の審査後、対象となる購入費（上限額10万円）のうち、9割～7割が支給されます。
支給申請書に記載された口座（原則、被保険者本人の口座）に入金します。

福祉用具に関するお問い合わせは・・・

介護保険課

(084) 928-1166
(FAX) (084) -928-1732

福祉用具についての相談や手続は、介護保険課のほか、次の各支所保健福祉担当窓口でもできます。

松永保健福祉課

(084) 930-0410

神辺保健福祉課

(084) 962-5005

北部保健福祉課

(084) 976-8803

新市支所

(0847) 52-5515

東部保健福祉課

(084) 940-2572

沼隈支所

(084) 980-7704